

マイナンバーの告知と本人確認 (4)

自営業者、弁護士・税理士等士業従事者、開業医

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

自営業者の場合は、所得税や消費税の確定申告書にマイナンバーを記載し、自分で提出します。弁護士・税理士などの士業従事者の場合、さらに、報酬の支払者にマイナンバーを告知する必要があります。

1. 自営業者の場合

ここでは、本人（とその家族）だけで事業を行い、他人を雇用していない個人の自営業者について説明します¹。

一般的に、自営業者の仕入れ・売上げに関して取引先にマイナンバーを告知することはありません。また、一般的には取引先から仕入れ・売上げの実績について税務署に支払調書が提出されることもありません。また、給与所得者のように勤め先にマイナンバーを告知することはありません。このため、税に関する自営業者におけるマイナンバーの告知は、ほとんど税務署に対してのものとなります²。

なお、税理士、弁護士などの士業関係者、開業医などは、収入(所得)につき源泉徴収の対象となる場合があります。これらの場合は、税務署だけでなく、取引先にもマイナンバーを告知する局面があり、本レポート2. および3. で後述します。

自営業者は、毎年、税務署に確定申告書を提出します。また、開業・廃業の際、青色申告の申請、消費税の課税・免税の選択、消費税の簡易課税制度の選択などの際にも、税務署に申請書や届出書を提出します。

これらの税務署に提出する書類について、2016年分の所得、または2016年1月1日以後に提出する書類から、マイナンバーが記載事項に加わります。

なお、確定申告書類やこれらの申請書・届出書を税務署に提出する際には、本稿執筆日現在

¹ 他人を雇用している自営業者（個人事業主）については、従業員への支払給与の源泉徴収や従業員の社会保険の加入など、多数のマイナンバーの利用局面が出てきます。この場合、事業者向けのマイナンバーの下記の解説などを参考にしてください。

内閣官房等「マイナンバー 社会保障・税番号制度 民間事業者の対応(平成27年5月版)」

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/jigyuu_siryou.pdf

² 社会保障関係については、なるほどマイナンバーの第8回で解説する予定です。

(2015年7月現在)、本人確認は行われていません(税法上求められていません)。

しかし、これらの書類の記載事項にマイナンバーが含まれると、番号法上の本人確認が必要となります。すなわち、これらの書類を提出する際には、①告知された番号が正しい番号である旨の確認(番号確認)と、②番号を告知したのが本人である旨の確認(身元確認)の両方が必要となるのです³。

次の図表1は、自営業者が税務署に提出する主な書類に係るマイナンバーの記載についてまとめたものです。

図表1 自営業者が税務署に提出する書類に係るマイナンバーの記載

	書面の名称	提出する場合	書類の提出期限(原則)	マイナンバーの記載	
				いつから	だれの
開業・廃業	個人事業の開業・廃業等届出書	○新たに事業を開始したとき、 ○事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき ○事業を廃止したとき	当該事実があった日から1か月以内	2016年1月1日以後の申請書・届出書の提出から	本人
	課税事業者届出書(消費税)	消費税の課税事業者になったとき(基準期間の課税売上高1,000万円超)	速やかに		
青色申告	青色申告承認申請書	青色申告の承認を受けようとするとき	青色申告を開始する年の3月15日まで		本人、専従者(注1)
	青色申告の取りやめ届出書	青色申告をやめようとするとき	青色申告をやめる年の翌年3月15日まで		
	青色事業専従者給与に関する届出書・変更届出書	青色事業専従者給与と額を必要経費に算入しようとするとき 青色専従者に支払う給与の金額の基準を変更するとき	青色事業専従者給与と額を必要経費に算入しようとする年の3月15日まで 遅滞なく		
消費税	消費税課税事業者選択届出書	消費税の免税事業者が課税事業者になることを選択するとき	変更する年の前年末日まで		本人
	消費税課税事業者選択不適用届出書	消費税の課税事業者が免税事業者に戻ることを選択するとき	変更する年の前年末日まで		
	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	消費税の課税事業者が売上高基準により免税事業者となるとき	速やかに		
	消費税簡易課税制度選択届出書	消費税の簡易課税制度を適用するとき	変更する年の前年末日まで		
	消費税簡易課税制度選択不適用届出書	消費税の簡易課税制度の適用をやめるとき	変更する年の前年末日まで		
確定申告等	所得税の確定申告書	所得税の申告義務者である場合	各年分につき、翌年の2月16日から3月15日まで	2016年分の確定申告書から	本人、配偶者、扶養親族、専従者(注2)
	消費税の確定申告書	消費税の課税事業者である場合	各年分につき、翌年の1月1日から3月31日まで		本人
	消費税の中間申告	1月ごと、3か月ごと、6か月ごとの中間申告を行う課税事業者である場合	各課税期間の末日の翌日から2か月以内	2016年1月1日以後開始する課税期間の中間申告書から	本人

(注1) 執筆日現在の法令では専従者のマイナンバーは記載事項に含まれていませんが、執筆日現在公表されている未確定の様式案には専従者のマイナンバーが記載事項に含まれています。したがって、提出者による専従者の本人確認なども必要になると考えられます。

(注2) 提出者による配偶者、扶養親族、専従者の本人確認なども必要になると考えられます。

(注3) (注1)を除き、執筆日現在の法令に基づいて記載しています。別途定められる様式により記載事項が追加・変更される可能性もあります。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

³ 本人確認の方法の詳細は、なるほどマイナンバー第4回を参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20150610_009808.html

扶養配偶者や扶養親族、専従者などがある場合は、本人のマイナンバーのほか、これらの家族のマイナンバーも申告書等に記載することになるものと思われます。家族のマイナンバーについては申告書等の提出者が確認すればよく、税務署に対して家族の身分証明書等を提示する必要はないものと思われます。

2. 弁護士・税理士などの士業従事者の場合

自営業者の収入(所得)について、取引先から所得税の源泉徴収が行われる場合もあります。このレポートは、その代表例として弁護士・税理士などの士業従事者の場合と開業医の場合について解説します。

弁護士、税理士などは、取引先からの報酬・料金等について所得税の源泉徴収が行われる場合があります。取引先は支払調書を作成して税務署に送付する場合があります。支払調書の記載事項にはマイナンバーが加わります。このため、税理士や弁護士などは、取引先が支払調書にマイナンバーを記載するため、取引先にマイナンバーを告知する局面があります。

図表 2 が、業務に関する報酬・料金等につき、所得税の源泉徴収の対象となる士業従事者の一覧です(以後、士業従事者とは、この図表 2 掲載の士業従事者のことをいいます)。

図表 2 所得税の源泉徴収の対象となる士業従事者

- ① 弁護士(外国法事務弁護士を含む)、公認会計士、税理士、計理士、会計士補、社会保険労務士、弁理士、企業診断員、測量士、測量士補、建築士、建築代理士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、技術士、技術士補、火災損害鑑定人、自動車等損害鑑定人
- ② 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士

(注) ①と②では源泉徴収額の計算式が異なります。

(出所) 大和総研作成

士業従事者の業務に関する報酬・料金等であっても、そのすべてが源泉徴収されるわけではありません。自営業者である個人(他人に支払う給与の源泉徴収を行っていない個人)から受け取る報酬・料金については、源泉徴収義務はありません。

法人や個人事業主(他人に支払う給与の源泉徴収を行っている個人、以下同じ)から受ける報酬・料金等は源泉徴収の対象となりますが、年間の支払金額が5万円以下である場合は、税務署への支払調書の提出義務はありません。

平成28年1月1日以後の支払いに係る支払調書から、報酬・料金等の支払調書の記載事項には、マイナンバーが加わります。このため、士業関係者は、取引先が支払調書を作成する場合、取引先にマイナンバーを告知する必要があります。支払調書は、支払が確定した日の翌年1月

31日までに提出されます。

士業従事者が取引先に住所、氏名等（マイナンバーを含まない）を伝える際に本人確認は必要ありません（税法上求められていません）が、これらに加えマイナンバーを伝える際には、本人確認が必要となります⁴。

なお、他の自営業者と同様に、所得税・消費税の確定申告書等に、自分や家族のマイナンバーを記載する必要があります。

3. 開業医の場合

開業医が保険診療に関して得る報酬は、一部は患者から窓口で受け取り、残りは各健康保険制度から、社会保険診療報酬支払基金を通じて受け取ります。

社会保険診療報酬支払基金が開業医に対して支払う報酬は、所得税の源泉徴収の対象となり、税務署に支払調書が提出されます。ただし、年間の支払金額の合計が50万円以下の場合は、提出されません。平成28年1月1日以後の支払いに係る支払調書から、この支払調書の記載事項にマイナンバーが追加されます。支払調書は、支払が確定した日の翌年1月31日までに提出されます。

このため、開業医の場合、社会保険診療報酬支払基金にマイナンバーを告知する必要があります。告知の際は、本人確認が必要です⁵。

なお、他の自営業者と同様に、所得税・消費税の確定申告書等に、自分や家族のマイナンバーを記載する必要があります。ただし、社会保険医療等については、消費税は非課税です。

（次回予告：社会保障制度ではマイナンバーをどう使う？）

以上

⁴ 本人確認の方法の詳細は、なるほどマイナンバー第4回を参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20150610_009808.html

⁵ 本人確認の方法の詳細は、なるほどマイナンバー第4回を参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20150610_009808.html